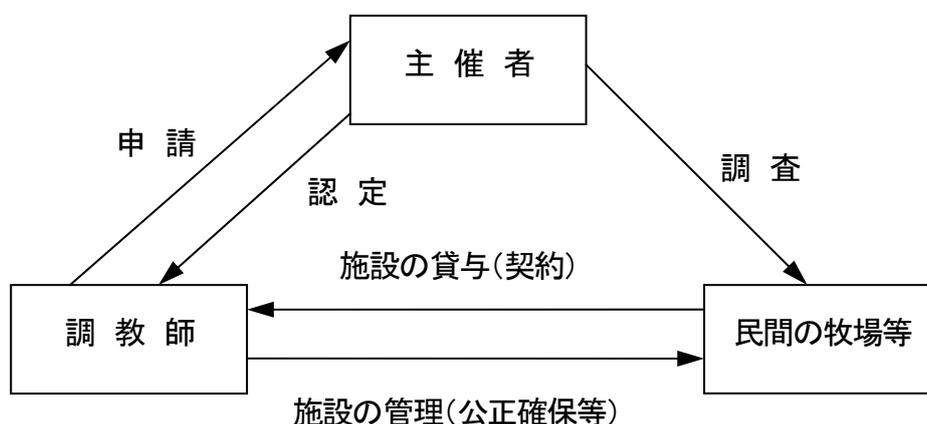


南関東地区における認定きゅう舎（外きゅう）制度について

南関東地区（大井、川崎、船橋、浦和各競馬場）では、設備の整った民間の施設を活用し、より強い競走馬を作り、競馬の振興に寄与することを目的として、平成18年3月29日、認定きゅう舎（外きゅう）制度を開始しました。

1. 認定きゅう舎制度とは

認定きゅう舎制度とは、調教師が自ら所有する馬房もしくは契約により賃貸を受けた民間の馬房について、主催者が認定し、主催者が競馬場で貸与した馬房と同等に扱い、預託馬が当該施設から直接、南関東のレースに出走することが可能となる制度のことをいいます。



2. 認定きゅう舎の要件等について

調教師が所有する外部のきゅう舎、又は調教師が民間の所有者から契約により借り上げるきゅう舎で、一定の要件を満たし、主催者が認定したきゅう舎のことを言います。

認定を受けるために必要な主な要件は、次のとおりです。

- ・競走馬を飼養するための施設（洗い場、馬糧庫等）が備えられていること。
- ・競走馬の調教に必要な施設（発馬機、調馬策場等）が備えられていること。
- ・調教に必要な延長距離を持つ馬場、適当な広さの放牧場等が備えられていること。
- ・預託馬の安全及び公正を確保するための警備体制がとれること。
- ・主催者が管理するきゅう舎と同等な防疫体制及び衛生措置が講じられていること。
- ・当日輸送が可能な範囲（原則として関東地方）に所在していること。

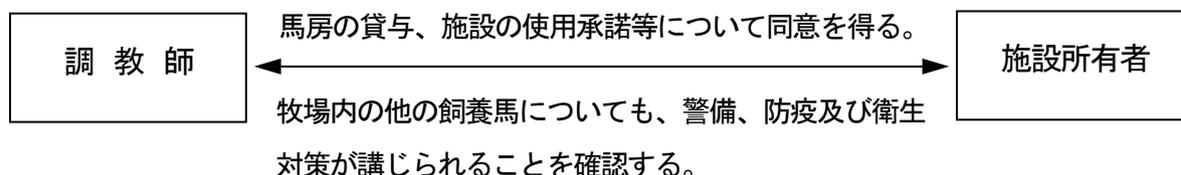
3. 認定きゅう舎の認定が取り消される場合について

主催者からの認定を受けた認定きゅう舎が、下記の一つに該当した場合、当該認定は、取り消されることとなります。

- ・調教師から、認定きゅう舎の取消し申請があったとき。
- ・認定を受けていた調教師が、調教師免許を失ったとき。
- ・認定を受けていた施設が、認定の要件を満たさなくなったとき。
- ・認定きゅう舎の申請等に際し、虚偽の申告があったことが判明したとき。
- ・調教師が、認定きゅう舎に関して、主催者からの調査を拒み、妨げ、または主催者からの指示に従わなかったとき。
- ・調教師が、競馬の公正確保上必要な報告を行わなかったとき、または虚偽の報告を行ったとき。
- ・調教師が、認定きゅう舎の管理において、調教師の責務、公正確保対策、防疫・衛生対策を遵守しなかったとき。
- ・主催者が、認定きゅう舎が競馬の公正を害するおそれがあると認めたとき。

4. 認定きゅう舎の認定の申請

南関東地区に所属する調教師が、自ら所有する馬房もしくは契約により賃貸を受けた民間施設の馬房について、所属する主催者に対し認定の申請を行います。



5. 認定きゅう舎の認定の審査

調教師から申請を受けた主催者は、申請書類の記載内容の正確性、申請が行われた施設の規模や調教施設の設置状況、公正確保対策、警備及び防疫に関する体制、等についての審査を行います。

6. 認定きゅう舎の認定

主催者は、審査の結果、適当と認めたときは、申請施設を認定します。

7. 認定きゅう舎の認定期間について

認定きゅう舎の認定期間は、6月～翌年5月末（年度途中で認定された場合は、認定を受けた日～直近の5月末）となります。また、調教師が希望する場合は、認定期間の更新を行うことができます。

8. 認定きゅう舎の認定馬房数の制限について

一人の調教師が認定を受けることができる馬房数は、当分の間、1施設（1ヵ所）・6馬房以内となります。

9. 認定きゅう舎における預託馬の制限について

調教師が、認定きゅう舎で管理することができる競走馬は、次の条件が必要となります。

- (1) 地方競馬全国協会が行う馬主の登録を受けた者が所有する馬であること。
- (2) 競走に出走する資格がある馬（入きゅう後に出走資格を取得する見込みのあるものを含む。）であること。
- (3) 調教師が、馬主と預託契約を締結した馬であること。
- (4) 伝染性疾病等にかかっていない健康な馬であること。
- (5) 競走馬の防疫対策要領の要件を満たした馬であること。

10. 認定きゅう舎において業務を行う者の制限について

認定きゅう舎で、調教を含め管理馬を取り扱える者は、次の者に限定されます。

- (1) 認定きゅう舎の認定を受けた調教師
- (2) 認定を受けた調教師に所属する調教師補佐
- (3) 地方競馬全国協会から騎手免許が交付されている騎手
- (4) 関東地方公営競馬協議会からきゅう務員設置認定を受け、調教師が指定したきゅう務員
- (5) 主催者から指定を受けた獣医師

11. 認定きゅう舎からの預託馬の出走について

認定きゅう舎に在きゅうする馬についても、馬登録、出走申込、馬検査、能力調教試験の受験、出走投票等、全ての面において、競馬場に在きゅうする馬と同じ手続きが必要となります。